

県営住宅条例第 58 条第 2 項に係る県営住宅駐車場の使用等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（平成 9 年神奈川県条例第 36 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 10 年神奈川県規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例第 58 条第 2 項（以下「同条項」という。）に係る県営住宅駐車場の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 同条項の「日常生活を援助する」とは、県営住宅の入居者又は同居者の介護、看護、食事の世話など身の回りの生活支援を行うことをいう。

(使用者の資格)

第 3 条 同条項に係る県営住宅駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、原則として、日常生活を援助することを要する入居者又は同居者（以下「要援助入居者等」という。）の 3 親等以内の親族とする。

(使用の申込み)

第 4 条 使用の申込みに当たっては、県営住宅駐車場使用申込書（規則第 27 号様式）、使用者の氏名が確認できる車検証の写し、使用者の運転免許証の写し、戸籍抄本（使用者と要援助入居者等との 3 親等以内の親族関係が確認できるもの）のほか、要援助入居者等であることを証する次のいずれかの書類を提出しなければならない。

- (1) 障害者手帳の写し
- (2) 要介護(要支援)認定結果通知書の写し又は要介護(要支援)状態区分が記載された介護保険被保険者証の写し
- (3) 医師の診断書
- (4) 被保険者証(後期高齢者医療制度)の写し
- (5) その他住宅営繕事務所長が日常生活援助の必要な者であることを証すると認めた書類

(使用料の納付方法)

第 5 条 使用料の納付方法は、要援助入居者等名義の口座振替によるものとする。ただし、要援助入居者等が納入通知書による納付を希望するときはこの限りではない。

- 2 要援助入居者等は、前項使用料の納付方法について、あらかじめ別添様式により申し出るものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行する。
- 2 県営住宅条例第 58 条第 2 項の運用について（平成 24 年 2 月 7 日付け通知）は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

申 出 書

神奈川県住宅営繕事務所長殿

住宅の名称

住 宅 番 号

〒 入 居 者 氏 名

電話番号

（ 使用者 住所
氏名 ）

私は、県営住宅条例第59条第1項の規定に基づく駐車場の使用の申し込みをするため、使用料の納付方法について次のとおり申し出ます。

- 1 別紙(様式第13号)のとおり私名義の口座振替での使用料の納付を希望します。
- 2 私あての納入通知書での使用料の納付を希望します。

注) 上記希望する納入方法をどちらか一つを選択して、○印をつけてください。

《 関 連 条 文 》

神奈川県県営住宅条例

第5章 駐車場等の管理

(使用者の資格)

第58条 駐車場を使用する者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 県営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 県営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要していること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 高額所得者又はその同居者でないこと。
- (5) 第48条第1項1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、駐車場の使用の現況に照らして同項各号のいずれにも該当する者が必要とする駐車場の区画数（以下この章において「必要区画数」という。）がその県営住宅における駐車場のすべての区画数に満たないことが見込まれる場合に限り、同項第3号から第5号までのいずれにも該当する県営住宅の入居者又は同居者の日常生活を援助する者であって次の各号のいずれにも該当するものに、駐車場を使用させることができる。

- (1) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (2) 暴力団員でないこと。
- (3) 県営住宅における秩序を乱し、又は生活の平穩を害するおそれがないこと。

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、必要区画数及び前項に規定する者が必要とする駐車場の区画数の合計がその県営住宅における駐車場のすべての区画数に満たないことが見込まれる場合に限り、当該県営住宅の近隣に居住する者であって同項各号のいずれにも該当するものに、駐車場を使用させることができる。

(使用の申込み及び決定)

第59条 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の規定により使用の申込みをした者のうちから駐車場の使用車を決定し、その旨を駐車場の使用者として決定した者（以下「駐車場使用者」という。）に対し、通知する。

神奈川県県営住宅条例施行規則

第42条 条例第59条第1項の規定による使用の申込みは、条例第58条第1項に規定する者にあつては県営住宅駐車場使用申込書（第26号様式）を、同条第2項に規定する者にあつては県営住宅駐車場使用申込書（第27号様式）を、同条第3項に規定する者にあつては県営住宅駐車場使用申込書（第28号様式）を所長に提出してしなければならない。

2 条例第59条第1項の規定により使用を申し込むことができる区画数は一の世帯（条例第58条第1項又は第3項に該当する場合にあつては当該使用の申込みをする者の属する世帯をいい、同条第2項に該当する場合にあつては日常生活の援助を受ける県営住宅の入居者又は同居者の属する世帯をいう。）につき1区画限りとする。ただし、所長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

